解散公告（第一回）

当法人は、存続期間の満了により、平成二十四年一月十一日をもって解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十四年一月二十六日

大阪市北区豊崎三丁目二〇番一〇号豊崎大明ビル三〇三号

財団法人福山職業指導学振興財団

清算人　有本　欽哉

解散公告（第一回）

当法人は、平成二十三年十二月二十二日愛媛県知事の許可により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十四年一月二十六日

愛媛県四国中央市上柏町四八番地一

財団法人上柏公益会

代表清算人　高橋　内次

解散公告（第二回）

当組合は、平成二十三年五月二十七日開催の総会の決議により解散したので、当組合に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十四年一月二十五日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十四年一月二十六日

山形県酒田市新橋一丁目一番地の一〇

酒田建具協同組合

代表清算人　岡部　忠樹

解散公告（第二回）

当法人は、平成二十三年十二月二十五日開催の社員総会の決議により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十四年一月二十四日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十四年一月二十六日

千葉県習志野市大久保三丁目一一番一四号

特定非営利活動法人まちかどＮＰＯ笑い声と歌

清算人　駒村　禎子

解散公告（第二回）

当組合は、平成二十三年十一月二十日開催の第二十二回総会の決議により解散したので、当組合に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十四年一月二十四日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十四年一月二十六日

兵庫県宝塚市旭町三丁目二番一〇号　株式会社三和建設内

宝塚市川面北土地区画整理組合

清算人　喜多　毅

解散公告（第三回）

当公社は、平成二十三年十二月十三日北海道知事の認可により解散したので、当公社に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十四年一月十二日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十四年一月二十六日

北海道樺戸郡月形町一二一九番地

月形町土地開発公社

清算人　土橋　正美

解散公告（第三回）

当公社は、平成二十四年一月五日新潟県知事の認可により解散したので、当公社に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十四年一月二十日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十四年一月二十六日

新潟県村上市三之町一番一号

岩船地域土地開発公社

清算人　大滝　平正

解散公告（第三回）

当法人は、平成二十三年十一月五日開催の臨時総会の決議により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十四年一月二十日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十四年一月二十六日

神戸市東灘区向洋町一丁目四番一二九―一三〇三号

特定非営利活動法人リスク・コミュニケーション研究会　清算人　福井　誠

解散公告（第三回）

当法人は、平成二十三年十二月七日開催の臨時総会の決議により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十四年一月十二日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十四年一月二十六日

島根県松江市西持田町三六二番地四二

特定非営利活動法人コンティゴしまね

清算人　根来川弘充

解散公告（第三回）

当土地改良区は、平成二十三年十二月八日沖縄県知事の認可により解散したので、当土地改良区に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十四年一月二十四日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十四年一月二十六日

沖縄県国頭郡恩納村字名嘉真六〇番地

清算法人名嘉真土地改良区

代表清算人　東　常雄

第二期決算公告

平成二十三年九月三十日現在

貸借対照表の要旨

資産の部　（単位・円）

資産の部計　三五八、七八九

負債及び正味財産の部　（単位・円）

負債の部計　七〇、〇〇〇

正味財産の部計　二八八、七八九

負債及び正味財産の部計　三五八、七八九

平成二十四年一月二十六日

東京都豊島区東池袋三丁目一番一号

一般社団法人日本ドメイン名事業者協会

代表理事　西山　裕之

配当公告

北海道勇払郡厚真町字清住三番地三

破産者　源基工業株式会社

右の者に対する札幌地方裁判所苫小牧支部平成二十三年（フ）第四四号破産事件の最後配当を行うので、次のように公告する。

一、配当手続に参加することができる債権の総額

金三三二、六二〇、三一九円

一、配当をすることができる金額

金八三、一七三、四〇九円

平成二十四年一月二十六日

札幌市中央区南一条西一一丁目コンチネンタルビル六階　弁護士法人神戸法律事務所

破産管財人　弁護士　神戸　俊昭

配当公告

神奈川県横浜市都筑区池辺町三五〇五番地

破産者　東邦ロード株式会社

右の者に対する横浜地方裁判所平成二十三年（フ）第四号破産事件の最終配当を行うので、次のように公告する。

一、配当に加えるべき債権の総額

金六五三、三五四、五一七円

一、配当することのできる金額

優先債権　金一一、四三二、七七三円

一般債権　金一九、五二五、六七六円

平成二十四年一月二十六日

神奈川県横浜市中区住吉町一丁目二番地スカーフ会館六階　破産管財人　佐伯　昭彦

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍北海道帯広市西一条南九丁目一二番地、最後の住所北海道帯広市東三条南一五丁目六番地二

被相続人　亡　根岸　豊

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十四年一月二十六日

北海道帯広市東一一条南九丁目一番地

相続財産管理人　弁護士　村上　英二

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍埼玉県蓮田市大字馬込一八一一番地、最後の住所本籍に同じ

被相続人　亡　栗原　敏夫

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十四年一月二十六日

埼玉県さいたま市大宮区桜木町一―一〇―一六シーノ大宮ノースウイング一四階Ｂ

アーク法律事務所

相続財産管理人　石川　和子